在は決して見落されてはならないものである。

周知のように武士階級のほか都市の町人や一般庶民との交渉が深

公家社会は幾多の領域においてその封鎖的

くものもあつたろうし、

他の階級からの要請に応じたものもあつた

意識をすてざるをえなかつたので、それには公家自身の必要に基づ

まつた当時においては、

近世初頭における都市貴族の生活

村 Ш 修

町人・武士・農民等との交渉を通じて公家の伝統が封建社会にどのような寄与をなしたかを論じたのである。 安土桃山時代より江戸初期にかけてのいわゆる封建制再編成期における公家の生活を、 西洞院時慶の日記を中心に考察し、

中世末より近世初頭にかけてのめまぐるしい歴史的変転は、 近時 うちでも、最も内容の豊富な時慶卿記を通して具体的に考えてみた は一々書名を掲げず、括弧の中に年月日のみを記するに止めたから、 側面をも物語つているのである。これを私は当時数ある記録日乗 期の都市「京都」を象徴していると同時に、徳川封建体制発足期 であろう。 いと思う。 何れにしてもこの時期にみる公家生活の変貌はよく変転 (なお以下の叙述中、時廢卿記より引用の部分について

とを忘れてはならないので、この意味からも都市貴族たる公家の存 が中心課題となつているようである。しかし同時にこの両者の動向 の成果はみるべきものがあるが、とくにそこでは武士や農民の動向 政治的社会的経済的等種々の角度から詳細に検討がすすめられ、そ には古代的権威・古代的伝統に対する渇仰・憧憬が纒緬していたこ

そのつもりで御覧願いたい。)

四年 文禄二年(一五九三)、慶長五年(一六○○)同七年、同八年、同九 時慶卿記の今日みうるところは天正十九年(一五九一)春夏秋、 同十年、 (一六一八)同七年、寛永五年(一六二八)同六年、同九年、 同十四年、同十五年、同十八年、同十九年春夏、元和

127 (627)

本は終りの寛永十四・十五・十六の三年間が各一冊宛小形の本になにわたるうち、十九年分が残存するわけである。西本願寺の自筆原同十四年、同十五年、同十六年(一六三九)春夏で、前後四十九年

全く同じ写本があり、ただ冊数が細かく分けられていて七十二冊にが小さく、行間はつめてあるので余り読み易くはない。龍大の図書館には写本(三十四冊本)があり、この方がよみ易いが、往々読解館には写本(三十四冊本)があり、この方がよみ易いが、往々読解が正しく写せていない文字も少くない。京都府立図書館にはこれとか正しく写せていない文字も少くない。京都府立図書館で文字が小さく、行間はつめてあるので余り読み易くはない。龍大の図書

なつているので、恐らく龍大本から写したものかと考える

おり、 天正三年四月右兵衛佐に任ずるとともに公虎の名を改めて時慶とい を父とするが、 る。 非参議となつてから寛永元年七十三歳のとき参議従二位で出家して な史料といえよう。 の期間で、恰も豊臣、徳川両政権の交代期を含んでいるだけに貴重 ら歿年までの部分があり、これは社会的にも相当の地位をえてから 日八十八歳を以てなくなるまでのうち、現存の日記は四十歳の時か 時慶は天文二十一年(一五五二)に生れ、寛永十六年十一月二十 もと飛鳥井家の出身で、 堂上公家としては末席に列しながら位階は非常に昇進してい 覚澄の弟正二位権大納言雅春 次に時度の関歴をみると、四十歳のとき従三位 従一位権大納言雅綱の子、安居院覚澄 (教雅) の養子となり、

い、従三位左兵衛督西洞院時当のあとをついだ。

飛鳥井家は周知の通り、その先藤原師実の五男忠教に出で難波氏

藤原摂関家に対してはかなり支流になるが、忠教の子頼輔

と同系、

には時直・時庸・忠康・時貞があり、時直あとをつぎ、時庸は平松 院 後陽成天皇の掌侍となり、 たが、やはり飛鳥井家の出身であつたこと、その娘時子が慶長五年 しは地方の守で、今を時めく飛鳥井家に対しては些か低い地位にあ 平信範の後であるが、歴代はおおむね従三位から従四位、 ているなど、公家としては珍しく時代の脚光を浴びた家柄であつた。 を伝え、さらに雅庸の子雅章は後水尾上皇より古今伝授をさづか 納言に上り、 位権大納言に達した。弟の雅康も和歌・書ともにすぐれ、 出でて天下の歌の判者と仰がれ、将軍義政のため「古今栄雅抄」や つた。それゆえ西洞院家としては時度の地位はむしろ高い方であ 地位を保ち、雅親の曾孫雅春は秀吉に、雅春の孫雅庸は家康に歌道 経は新古今集撰者の一人に入り、室町時代康正・文明の交には雅親 の頃より蹴鞠・和歌両道に堪能の家として特色をあらわし、 **「筆のまよひ」を著わし、入木道にも一派を立てた程で地位も従一** これに対して西洞院家は桓武平氏の流で保元の乱前後に活躍した (三歳で死去) 爾来飛鳥井家は室町中期以前の世代にはみられぬ高 を生んだことなどの理由によるのであろう。男子 同十四年永宗女王を、翌十五年皇子高乗 参議な 正二位中 曾孫雅

家、 西洞院家は時慶の時より大いに発展したのであつた。 忠康は長谷家、時貞は交野家をたてることになつた。こうして

0

庭 にあり、 松崎・一乗寺・花園・朱雀・久我・三本木・今里・御所内・高島石 低生活は保障されたわけで、朱印により二百七十三石を給せられた れたが、荘園侵害の結果所領が有名無実化したのに比べれば一応最 致しないとて朱印状を徴せられる(慶長五、十、二十四)など寸土 管理していたので、 べて知行の指出を提出させた。時慶は平氏の氏神である平野社をも られ、慶長五年十月二十日には、 長の始めにかけてはこれら諸村よりの水帳及び指出がしきりに徴せ にせよ、時子の知行分も時慶が管理していたのである。 は時慶より分与したものか、 また女時子も新たに慶長五年高島の年貢が与えられているが、これ 木は二条の北、 (明治には二百九十二石になつていた)。年貢運上の村々には紫竹・ しかし経済的には彼の時代に検地があつて相当財源をきりつめら (場) 等があり、石庭のみは近江の高島郡(いまマキノ町に入る) 他は都の周辺地区であつた。紫竹は四村ばかりあり、 賀茂川の西岸、今里・御所内は鳥羽方面にあつた。 同社の指出も召されたところ、 別に給されたものか明かでない。 家康は公家衆に対し、 指出と水帳が一 天正より慶 せいにす 何れ 三本

> り、 下役人である松田勝右衛門に対して行われたが、この際折箱を贈つ ける年貢の督促はその記事が極めて多くみえ、 に合せた。年貢の運上は必ずしもスムーズに行われず、 る。 う。これらは当時公家の副収入の主なものであろうが、 があり、平野社に対する信者からの寄進や護符・ らのほか、 は情実を防ぐためであり、幕府の峻烈な態度が伺われる。 たところ贈物は停止とて返却されてきた(慶長五、十、二十四) がる手段があつたからである。前記慶長五年の指出提出は所司代の いこの日記中でも、未進に対する憤懣だけは強く記されており、減免 文学の三者は公家の古代的権威を支える最後の砦であつたのであ 申請には頗る強硬な態度をみせているが、これも困れば武家にす さらに色紙短冊ないしは写本の依頼による礼物等があげられよ 以下私はこの三点を主として彼の生活をのべてゆきたい。 時度の収入となるものには医者として診察・投薬の報酬 感情的な文句に乏し 祈禱等の報賽があ 宗教・学問 収獲期にお 知行地 の カュ

Ξ

を類別して示すと次のようである。 た書物の種類は百余種に上り、そのうち書名の正確に判明するもの ている点にあることは周知である。 時慶卿記の史料的価値が一つには多数の文献類の記事 私が全体を通覧して拾い上げえ が の しせられ

旅行の伴あるいは駕籠舁きなどはこれらの村々から人手を徴して問

もゆるがせにはされなかつた。

家中や平野社の造作、

庭園の手入れ、

歌集及び歌学

古今集 新古今集 続古今集 後撰集 千載集 新千載集 拾遺愚

草

公任集

亚槐集

袖中抄

建保百首

名所和歌抄

悦目抄

井

密勘 蛙抄 梁塵愚案抄 詠歌大概聞書 至宝抄 新古秘説抄 百人一首 手爾波大概抄 歌林良材 連歌新式 古今伝授 顕注

般文学

文粋 語 満 源氏物語 今日は三人僧 平家物語 朝野群戦 伊勢物語 曾我物語 贵船物語 富士人穴 狭衣物語 神皇正統記 酒天童子 岩屋 大和物語 滝口 紀伊国鏡巻物語 水鏡 土佐日記 大鏡 方丈記 五代帝王物 月光 本朝 花

歴史・有職故実・神道等

式目 集 元亨釈書 日本書紀 中臣祓 河海抄 職源抄 九条右丞相遺誠 年代記 花鳥余情 応仁記 (甫庵編) 公事根元 草人木 決疑抄 倭漢合運図 樵談治要 野槌 拾芥抄 唯一神道名法要 和名抄

新撰姓氏録

延喜式

公卿補任

貞永

医 学

啓廸集 綱目 延寿撮要 医方明鑑 神農本経 本草衍義 医学源流 素問入式運気論與

本草

になる本を一見してよろこび(慶長七、十一、八)、

細川幽斎と昵

り古今集に最も親しいみ、近衛家で浄弁・三条西実隆・紹巴らの筆

漢

籍

周秦行記 論語 皇朝類苑 孟子 大学 碧厳録 老子 古文真宝 莊子 孝子経 遊仙窟 古文孝経 北碉全集 豪水 貞観

政要 説文解字

関心ではなく、むしろ生活上の必要から読書の傾向が左右されて 足らぬが、仏書は意外に少く、医書に注意を払つている点、彼の生 るところがあるのである。これらの書物の中には当時盛んとなつた 活の特色が窺われる。さりとて仏教信仰には下記のように決して無 十七種となり、歌や文学に興味が集中されていることは異とするに 文学二十三種、歴史・有職故実・神道等二十二種、 すなわち上記九十四種を類別すれば、 歌集及び歌学二十四種、 医学八種、 漢籍 一般

ずんば借用書写して書架にそなえる等、文献蒐集は頗る積極的であ 十二)ところからみてそうした職業者の多い町があつたことをしる。 に製本させた。表具師には何人か出入りがあつたらしいが、宗久と つた。夏季には虫干しを行い、書写したものは表具師をよんで丁寧 木版印刷の本もあろうが、多くは写本と考えられ、彼の蔵書か然ら いう上手の表具師は経師の町の者だといつておる(寛永九、 さて歌の方面から彼の生活をみてゆくが、古典的なものではやは 五、二

四、十六等)、

豊臣秀頼よりは短冊十枚の注文あり(慶長八、

五、十七)、

さては因幡堂の鐘つき坊主の注文をひきうけたり

中々これだけでも忙しかつた。短冊の下絵は絵屋久五

いる(慶長八、三、十七)。

慶長七年九月より近衛家では源氏の講

131

宅における新式講に参加して談義をきき(天正十九、八、二十七― ずから新式の講義をしたり(天正十九、六、十六)、 所和歌集を撰進し、其後も名所の歌についての勅問に答弁している 家としての誇りを感じていたようである。慶長四年には勅により名 懇になっては古今伝授の本をみせてもらい

(慶長五、三、一)、 し不審の点があるとのべているが、すでに同書は慶長・元和・寛永 研究した(天正十九、九、三一六)。 また紹巴の連歌至宝抄を研究 三十)、 ノートしたことを丁寧に清書し、不審は昌叱に問い糺して た顕注密勘拝見をゆるされ(慶長五、三、二十)、 こうした点に公 の頃に二、三種の出版があつたので、これらの刊本によつたものか (慶長五、正、十八)。 一方、流行の連歌にも深く興味をよせ、み 連歌師昌叱の

川幽斎・前田玄以・紹巴・昌叱・昌琢・玄仍・ 玄仲・ 立於・ 似運

た。こうして和歌・連歌を通じ交友は公家衆以外にも広く及び、細 の御相手をつとめたり(慶長八、四、十六十十七)したこともあつ 十六)、門跡へ教えに赴いたり(文禄二、八、十七)、皇族の御手習

能筆のため禁中の手習講に招かれ(断つたが)(文禄二、三、二

ま

郎を呼んで誂えさせるのが常であつた(慶長五、

七、十九)。

いつている(寛永九、八、二十九一三十)。 用して自分の所蔵本と校合したが、仙洞本は脱字多く善本でないと と思われる(寛永九、八、五)。歌論書では井蛙抄を仙洞御所から借 自分で歌も作るが元来

帖のうち、帖の名前がみえるのは三十三帖だが、

むろん全部読んだ

般文学については、

源氏物語に最も関心が集中された。

五十四

ものであろう。

当時連歌俳諧の影響をうけて源氏の需要高まり、

侶・神官・町人等の接触の機会が頗る多かつたのである。

(慶長七、二、二十五)等各所で催される会合には公家・武家・

二十九)紹巴追蔣(慶長七、十一、十二)

北野聖廟七百年万句

会

社頭の連歌会(慶長十、十一、十九)前田玄以追善(慶長八、

(雲)・能礼・能舞・遊行上人他阿以下多くの町人があつた。

豊国

字が達者で方々から短冊色紙の揮毫を依頼された、元和七、十一、 十一)。 禁中倭漢朗詠の会には召されて執筆役に参上し(天正十九、 二十八)、 里村昌琢よりも頼まれたことがあり (寛永六、十、二十 (寛永六、 Æ. 方では河内本の存在を記しているところから異本の書写のためであ せていた (寛永六、四、十二―十三)。 借用して熱心に書写し、七十七、八歳の高齢でもせつせと筆を走ら 長年間すでに青表紙系統本の開版が行われたが、またあちこちより つたのかもしれない。 石山寺へ参詣しては源氏の間をよく見学して 人に頼まれての必要と、

(631)

している(寛永五、八、十―十六・寛永六、四、六等)が、これは 氏絵が流行した。 時直はよく出席していた。 て拝見した(慶長七、 も近衛家には西行・後京極摂政・伏見院等の書かれた古写本があつ 義が始められた。 直瀬正琳等の顔ぶれで、 経師にたのんで表紙をつけたり裏打ちをさせたり 時度始め小寺如水・神光院・松梅院・妙蔵院 九 始めの頃は昌叱が読み役になつていた。 これと併行して何時頃から出来たのか源 十五)。 源氏講釈は禁中でもあつて子息 曲

筆写を命ぜられたりした(文禄二、十一、六)。

恰

うな書名もみえている。

禁中でも双紙読みは盛んであり、

かつた草紙で「丹波医カヲウノ物語」(慶長十、三、七)

良院や竹内門跡の古い歴代の筆跡があつたという(元和七、八、二 野・持明院などの公家に依頼したり(寛永五、十二、五・寛永六、四、 しられているが、時廢と親しかつた。その他の作品では伊勢物語に 十二)。 甫庵は豊臣秀次の侍医で多数の書籍を印刷刊行したことで 絵巻物でなく物語中の一つの情景を題材として画いた一枚一枚ばら 人からの希望で詞書の揮毫をしたりしている(寛永六、 (道喜)が時慶にみせた詞書には、後奈 その詞書を竹内門跡・西園寺・園・日 るものとせられた。 筆平家物語絵卷」) 慶はこれにいろいろ気を遣い贈り物をしている(慶長十八、正、十 巻より成るが、 画譜(巻十)によると、絵は土佐光信筆、詞書は杉原伯耆守、全八 合つて清書している(寛永五、二、十二・同年、十一、七)。 ある。平家物語には別に物語絵があり、禁中ではその詞を公家衆寄 など有力武士階級のみならず公家社会にも盛んに進出していたので 三・寛永十六、三、十三)のも同様の職業者と思われ、彼等は大名 るものがいて面白く聴かせたらしい。女の時子にはお伽衆がいて時 読んだが、当時この社会には「ソバ読」(天正十九、閏正、一)な の物語を読ませたり(天正十九、二、二十六)、みずからも繰返えし たり(慶長十五、四、二十三)、 それよりも興味のあるのは平家物語で、座頭を呼んで琵琶をきい 近時梅津次郎氏(『美術史』三十五号所収「伝光信 は小笠原千代子氏所蔵の絵巻がその一部 白描の小巻ながら詞書をよみつつ鑑賞するのに 往生院の比丘尼を招いて妓王妓女 にあた

その他の書籍としては彼が神官であるため神道に関心が深く、 日

手頃な絵であつて当時数多くつくられたのであろう。

時慶には源氏

絵程の魅力はなかつたらしい。

れている しているが、

(寛永六、

ţ

十九)。

寝ながら読むものには曾我物語

藤原為氏の自筆のものがあつてこれをしき写したり(寛永六、

四

時庸から為氏の古筆切をもらつたり(寛永六、五、六) 他にも伊勢物語の古写本があつて筆蹟の鑑定を求めら

三、十七)。 八一九等)、

また小瀬甫庵

ばらのものであったらしく、

132 (632)

というよ 時廢自身

あり、

それぞれ一

部を下賜されている

(元和七、

九、二十)。

当時

林羅山は「野槌」をあらわして古典に対する儒教的合理的解釈を試

二十七)大学(寛永九、六、十六)老子(寛永九、八、十二―三十、蒙求(寛永十六、五、二十七・同年、六、三―四)孟子(寛永六、七、や公家の間で論語(文禄二、二、二十一)荘子(慶長九、六、十四)

転じて漢籍関係をみると、

この方もかなり執心があつて当時禁中

閏二月末まで約三ヵ月かかつて借覧抜書している。みたが、時慶は寛永六年始めてこれを見、関心をひいたらしく同年

医書については当時曲直瀬玄朔が出て盛んに著述を行い医学は新しい進歩をとげつつある時期で、時慶もそうした新しい知識をとりしい進歩をとげつつある時期で、時慶もそうした新しい知識をとりつたようで、借用して全部筆写している(慶長十五、四、十七)が、元和九年春この書物は刊行された。とくに役立つたのは医方明鑑であ、運気論等も刊行されており、恐らく彼も入手したことと察せられる。薬種についても明の万暦年中に出来た本草綱目を利用しており(寛永九、六、十五)、最新の知識を活用した点、かの山科言継の頃と比べると非常なへだたりがある。

にも度々召されており、書誌的造詣は深かつたようである。とも度々召されており、書誌的造詣は深かいた。禁中の書籍の整理ない、の書館の計画がは相当の量に上り、書架にはそれらが大切に整理保信用書写の書物は相当の量に上り、書架にはそれらが大切に整理保信用書写の書物は相当の量に上り、書架にはそれらが大切に整理保にも度々召されており、書誌的造詣は深かつたようである。

四

ここで彼の医者としての生活をもう少しく眺めてみよう。上述の

二、一)、 自分や家族の病気には彼の診察をうけた(慶長五、正、ように玄媊(二代目道三)に師事し医学の講義をきき(慶長八、十ように玄媊(二代目道三)に師事し医学の講義をきき(慶長八、十

八一十・同七年、六、十二・同七年十、九・同九年、十一、二十四等)。

思われる。

囲は広く、御所(慶長九、五、二十六―七)公家衆はもとより、僧で自身腰々二日酔や下痢で悩んでいることがある。往診・投薬の範慶が師匠格であつた(慶長五、二、二十三)。 時慶はかなりの酒豪時には彼とともに自邸で酒宴を張り、玄朔は謡を試み、この方は時

急速に広がりつつあつた事情を察知する。これは華かな安土桃山期衆・僧侶・武士や町人(元和七、九、十等)を含み、当時の社会に称は(横根)・淋病等性病が多いことで、後者は子息時直始め公家

侶・武士・町人に及ぶが、投薬で注目されるのは癰のような腫物と

始め多く品物として受けていた。の裏面を物語る有力な資料となるであろう。診察投薬の謝礼は酒樽の裏面を物語る有力な資料となるであろう。診察投薬の謝礼は酒樽急速に広がりつつあつた事情を察知する。これは華かな安土桃山期

下町の薬屋某(元和七、七、十四)など二、三あり、堺からは沈香を九)、 さては唐人の医官(元和七、九、十五)御幸町の馬医(慶長九)、 さては唐人の医官(元和七、九、十五)御幸町の馬医(慶長七、五、六)など医者には知己多く、薬種は因幡という薬屋のほか、二、十) 公道察法橋(寛永五、九、文卿のほか外科医道春(元和七、七、九)や道察法橋(寛永五、文卿のほか外科医道春(元和七、七、九)や道察法橋(寛永五、

売りにくる商人新右衛門があつた(慶長五、正、二十・元和七、七、

い出してみると次のように六十余種に上り、実際はもつとあつたと好きで様々の植物を集めていたが、日記に散見するものをざつと拾九等)。 このほか庭園に多くの薬草を植え栽培していた。元来草花

陽花い 山* 椒 仙 蘇鉄 久年母(橘) 松 杉 赤蒲公草 益母じ 芭蕉 石ざく 榴ぁ 白玉草 夏菊 樫 白など 梅(鶯宿梅) 葵(白) 芍薬(紅及び白) 牡丹 龍胆 蜜* 柑 南蛮菊 桔梗(白) 鉄線花 (白) 漆 紫蘭 柚学* 桜草 南天 金柑 鳳線花 闌 桃 雅* 麦 藤 香薷(石齊霉) 石竹 撫子 躑躅(紅及び白) 椿 (白椿) (白及び紫) 金銭草 仙翁花 鴛鴦花 鳳輦草 <u></u> 祭さ 柿 葡萄 木巻が 山吹 桜 白萩 木は瓜は (自) 鶏冠花 頼ねれ 孟宗竹 芙蓉(白) 梨 百合 木運 楊梅 水

見物したこともあつた 九、六)、

牡丹には「酔揚妃」という品種がつくられていた。 転じて宗教家としての生活はどうであつたかをみよう。 堺の町 (同上) (同上)。 や京都の町人連 芍薬には「酒天童子」(慶長十八、 (慶長十五、 四、 神道を梵 さ が

る程利益が大きいと信ぜられるようになり、

時慶も毎日これを行い、

舜にうけたことは既述の通り、

北野社及び豊国社は毎月参拝し、

神 家

寿量品も書写すれば ば融通念仏も誦し つたが、別に特定の本尊を信ずるわけではなく、光明真言も唱えれ 大峯(慶長九、十、十八)等の護符をうけている。 五、七、十一)。彼自身も愛宕山や多賀神社 で飲み下しているが、護符の申込みは方々よりあつたらしい 意味であろう(慶長五、八、十一)。 事祓を豊臣秀頼・毛利輝元・前田玄以へ贈つているのは奉加の礼の (慶長七、五、十六・ (文禄二、二、十九・慶長七、四、二十六)、 あるときはみずから護符を水 同九年、 (慶長九、九、二十五) 九、十六)、 仏教信仰も厚か (寛永 法華

要人からも受けたが、これは社殿の修築等にあてたようである。 官である平野社のためには広く奉加を勧請し、公家のみならず武家 でも天神の画像をかけ(慶長九、十一、二十五)礼拝していた。

神

その金物は餅屋甚太郎をよんで打たせた くらせ(寛永九、四、十三)、厨子も誂え(寛永九、四、二十七)、 永十四、正、二十九)。 十、十二等)、福禄寿星の図像をかけてまつることもしている(寛 同年十一、二十四一二十六)、 る。また時代の影響で大黒天像をつくらせ(寛永十四、九、 時には数日かためて摺つていた。蓋し版木の流行により、 世に入るに従い社寺の経済的理由もあつて益々盛んとなつたのであ あるいは十一面観音を康音という仏師につ 大黒祭をいとなんでいるし(慶長八) (寛永九、 五、二十五)。 護符は近 十九

つた。 科学性を加えたといつてもなお且咒術的意識は払拭出来ぬものであ ての権威をそえる所以ともなるので、 きを反映しているにすぎず、 つた。時慶の宗教生活にみられるところも所詮はそうした時代の動 権威の名残りが広く社会的交渉の上に有利に利用されうるからであ 穏、とくに利殖の幸運に対する呪術的効能と宗教自身がもつ古代的 がある。彼等にとつて宗教が興味あるのは護符の類による生活の安 く、むしろその思想的潮流の中心は町衆や富裕農民層にうつつた感 以上の様々な信仰は最早公家武家等上層階級の特権的なものでな 而も彼にはその古代的権威が医者とし 新しい医学は玄朔から学んで

益があるとして中世民間にも広く行われた俗信であるが、多数を摺 た。元三(慈恵) 遊行上人から十念をさづかる(慶長八、四、 大師像の版木を摺つてはつておくことは降魔的 五)こともあつ 利

日蓮宗の円智からは法華十是如の義の教えをうけ(慶長七、

四、十

でいる。 で場所としてのみ社寺の存在が必要だつたにすぎない。 を種の宗教は一般的なものとなりつつ卑俗化し、多くの教団や がよい口実となつたが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がよい口実となつたが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がまい口実となつたが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がまい口実となったが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がまい口実となったが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がまい口装となったが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 がまい口実となったが)形骸化したが、一部の社寺霊場はその宗教 は宗教権威の凋落につれて弱体化し、一般民衆にとつては芸能観賞 の場所としてのみ社寺の存在が必要だつたにすぎない。

まれ、演者はすべてこれを分ち賜つたという(文禄二、十、五及び駒を社寺とは限らず至るところで市民達の躍や各種の芸能がくりひろは社寺とは限らず至るところで市民達の躍や各種の芸能がくりひろばられた。時慶みづからはその渦中に投じなくても、都市の歓楽的な分の旺溢は一つには封建的束縛の加重に対する反抗的気持もあつて公家衆・町衆を等しく興奮の世界に引き入れたのであつた。文禄て公家衆・町衆を等しく興奮の世界に引き入れたのであつた。文禄二年十月五日には禁中で盛大な能が行われ、時慶は御膳方の奉行を命ぜられたが、秀吉・家康・織田秀信等手瀆楽を演じ、ことに京都の能は一番毎に公家伝奏がほめることになつていて禄物は三百貫積の能は一番毎に公家伝奏がほめることになっていて禄物は三百貫積の能は一番毎に公家伝奏がほめることになっていて禄物は三百貫積の能は一番毎に公家伝奏がほめることになっていて禄物は三百貫積のには一番毎に公家伝奏がほめることになっていて禄物は三百貫積の能は一番毎に公家伝奏がほめることになっていて禄物は三百貫積

呼んでいた。

は屢々一席演じており、息子の謡の師匠として大和宗恕なるものを

井日記)。 ついで十一日にも同様秀吉以下演ぜられ、この日の観衆共日記)。 ついで十一日にも同様秀吉以下演ぜられ、この日の観衆等連歌師も交つていた(文禄二、十二、三)。 同じ月五日は近衛家で能があつた(文禄二、十二、五)。 このように秀吉・家康らの能愛好は公家社会、ひいて京都市民にもその流行を一層盛んならしめる結果となつた。これに伴つて素人の狂喜や謡も大はやりで、時慶る結果となつた。これに伴つて素人の狂喜や謡も大はやりで、時慶る結果となつた。これに伴つて素人の狂喜や謡も大はやりで、時慶る結果となつた。これに伴つて素人の狂喜や謡も大はやりで、時慶る結果となつた。これに伴つて素人の狂喜や謡も大はやりで、時慶

塵は

「奇妙」と感歎した

(元和七、

七、二十三)

が、

人参上してお目にかけた

(元和七、七、二十八)。

時慶の邸は寺町 近衛家でも唐

十四)。 中躍五十人計棒持百計銀ノ笠棟也」という賑さで夜は勧修寺にも躍 があつて人々の注目をあびたが(慶長八、九、十七)、 ので阿野と時慶の二人が招かれて見物した。「金銀ヲ尽タル出立也 らに度々演ぜられ獅子舞なども行つたようである(慶長九、三、二 いた(慶長八、六、二十六)。 られ、時度の子息も金銀の衣装を凝らし出場の準備で大童になつて 慶長九年七月には女院御所へ永仁町から躍の一団が参つた 九月には五歳の童子の「カブキ跳」 翌年にはさ

時慶は妙法院門跡の棧敷で見物した。始め田楽、ついで能あり、金 たつた。公家衆全部見物するようお触れがあり(慶長九、八、十三)、 ありと知らされたが、すつかり疲れて行く元気もなかつた(慶長九 七、二十三)。 一方豊国社の臨時祭には京中挙げてお祭り気分にひ

立

元・台

町・中

筋組・

六十

町等上

京の

連中で

禁中へ

推参

お目に 八、十四)。 この間町では躍の行列が練り歩き、 春・観世・金剛等の出演で、 のち書院で酒宴・躍があつた 小川組 ・西陣・上 (慶長九) かけ

七、二十四)。 からも躍の一隊が女院御所・禁中をねり歩くことがあつた(元和七、 酒・粽の馳走があつた 禁中では唐人を召しよせ花火を実演せしめられ、 (同年、八、十五)。 遠くは松崎あたり 時

夜に入つては下京の連中がおしかけた。公家衆は清凉殿に集つて見

尽していた。そうしてこういう機会こそは公家が町衆始め なつてもこのように盛大さを加え、 永九、七、十五)。 寛永九年の頃は、禁中の灯籠見物に巡礼が沢山群集したという(寛 の喜介をよんで彩色や絵をかかせた 衆の中に交つて見物したのである。また盆に恒例の灯籠献上は絵屋 所ニ女楽在之跳音聞」(慶長十、三、三)などとのべていて、時に は子息等とつれ立つて見にゆくこともあり(慶長七、二、十)、 「御霊ノ御旅所ニ勧進能アリ謡聞」 夏節のお祭り気分は徳川政権が安定するように 公家衆は挙げて町の人々と歓を (慶長九、七、七一十一)が (慶長十、二、二) 「御霊御旅 HJ

に近く、

丸太町より北にあつたが、

御霊社の御旅所が近かつたのか、

六

達と交渉を深めるのに大きな役割を演じたのである

<u>ځ</u> 以下時慶と交渉のあつた人々を通して彼の生活環境を考えてみよ

も李朱学派による新しい治療は幼稚な公家の衛生知識を啓蒙せずに と大きかつた当時、 ことに連歌より俳諧への新しい動向が卑賤の連歌師達の力にまつこ これは避けえなかつたのであり、 医学にあつて 137 (637)

であるが、これらの交友には余り身分の高くない人々が多かつた。

連歌・医学ないし趣味教養を通じての交友はほぼ上にのべた如く

屋の甚四郎には草花の無心をいうなど、ここでも趣味教養を通じて で入手したとて時慶に見せにきており(元和七、十、六一八)、 屋久右衛門は油一桶を持参、挨拶に来ているが(文禄二、十二、十 北野・今宮の社参をしている の娘だつたのかもしれない。米屋宗福も昵懇の町衆で、つれ立つて 衛門といい両替町から来たとあるから(寛永九、正、五)金融業者 程の教養人であり、家の召仕に招いた鶴という娘は父を淀屋太郎右 てくる人物で金融業者らしく、小紅屋某は北硝の墨蹟拝借を申出る 道を通じて結ばれるようになつた。また井倉六衛門はよく日記に出 何れも始めは商人として交渉のあつたものが多いが、互いに数奇の 屋宗是・針屋宗春等があり(元和七、十二、九)、 これらの人々は 茶会に招いた知己には後藤徳乗・蒔絵屋宗真・大文字屋宗味・小袖 られ、それによつて交友はいよいよ深められた。さらに彼が自邸の しみうるものと思われた分野の知識も庶民社会の交友に逐次開放せ れによつて草花の趣味、文学的有職的教養など公家が独占的にたの かくて古代的権威は新時代の潮流の前に門戸を開かざるをえず、そ あくまでこれを科学的に発展させようとする意欲には乏しかつた)。 おかなかつた(尤も公家の医術はどこまでも家計のためであつて、 これも相当の町人らしい。薬屋の播磨某は定家の筆蹟を百貫 (慶長五、正、十五)。 大坂船場の油

町人達との友好は高められていつた。またどんな関係からか唱門師

に従来よりきびしくなつても、それは経済的感情的にその間に大き

の権力のみであつたのである。

町人や庶民との階級的差別はたしか

之賤民」などと見下すような時代の再来を期待する望みの絶えた社

会の下で、頼るべきは知行地からの年貢とそれをバックする所司代

時節となつて、最早や古代的権威の下に町人を「富有下郎」「潤屋 裕さは許されず、かえつて町人の中にはそれ以上の富者も少くな されてはいないので、むしろ均しく封建的圧力をうけている点から 検討することによつて、これは考え直す必要のあることを痛感した。 まつたことを指摘されたが 卿記の記事から永禄を境に公家の町衆に対する関心がガラリと変つ 町の伯になつてくれと所望されたが(寛永十五、八、十三)、 つまり徳川政権が出来ても公家と町衆や庶民との関係は決して遮断 て稀薄になり、再び以前のように町人に対する軽蔑的階級意識が高 たのまれる程親しみがあつたのであろう。かつて林屋氏は山科言継 条町の家々に何かを振舞つたり (寛永五、九、十)、 福永町からは +=, +=), 常盤なる者が礼に来たとて食事酒を出して接待しているが(文禄二、 いえば相結ばれる場合もあつたのである。 正月梨木町・二階町裏町等に挨拶したり(寛永五、正、十五)、 二 世は泰平になり公家の生活は安定したといい条、 珍しい情景である。一般の町家に対しても気を遣い、 (同氏『町衆の成立』)、いま時慶卿記を 昔日 138

平然と見物していた(慶長五、十、一)。

も感想も書かれず、

豊国社の破却等がそれであるが、これらに対しては殆んど何の批評

関ケ原の合戦、京都における西軍諸将の処刑、

に の 一

石田三成等三条河原に梟首の際は衆人とともに

所詮武家相互の政治的 要するに形式的

日記には数々の政治的な重要事件が記録されており、利休の最後、 少とも誇示しうるわづかな余地がのこされていたに止まる。時慶の

鳥居元忠の伏見籠城、

がら天皇や公家をあがめ、 係については冷淡であり、

且その生活を一応保障してくれるような

誰が天下を取ろうと、

る。

の教養を通じて結ばれたので、そこに公家の古代的権威の残滓を多 は豊臣秀頼・毛利輝元・細川藤孝・片桐且元等があり、歌や文学等 恒例の如くなつた(元和四、 司代となつては、毎年年頭、 ば渋滞しがちな知行地の年貢を確保しうるよう農民に圧力をかけて 政を司つた前田玄以に連歌等を通じて嘉みを深めたが、板倉勝重所 もらうことであつた。 のべたように所司代を中心とする幕府勢力にとり入つて、ともすれ ものにすぎなかつた。むしろ時慶にとつて当面の関心は、最初にも なへだたりが出来たわけでなく、その差別は形式的、政治的意味の 徳川氏実権を握る以前においても、 公家衆が年賀にゆき御機嫌を伺うのが 正、十等)。 その他の有力武家として 京都の市

> るのである。 政治でありさえすればよいという諦観が支配していたように思われ

たのである。 京都の都市貴族の生活のうちに、すでにその顕著な萠芽をみせてい つた。いわゆる上方文化の興隆は実に近世初頭において、とりわけ 的精神、 が経済的優越感と結ぶことによつて、やがてそれは町人の封建批判 反面教養信仰を通じて古代的伝統は町人世界に深く流れ込み、 かくて近世初頭町人の経済力はいよいよ公家社会に滲透し、 古代への憧憬を媒介とする人間自由の空気を醸成するに至 その

頂いたのであつて、 は京都府立図書館埜上衛氏及び龍谷大学図書館各位の御好意を 原本は東京大学史料編纂所の斉木一馬・奥野高広両氏の、 してから早や六、七年の星霜を関したが、この間閲覧に関 本論文は昭和三十二年度文部省科学研究費個人研究による成果 おける講演で述べたところである。 部であり、 その一端は三十四年十月、 いま改めて心からの謝意を表する次第であ 顧れば時慶卿記を読み出 京都 大学付 属図書 写本

(一九六〇・四・十三記)

(639)139

transition. Correct knowledge should be supplied by the then fact, the Peloponnesos War, which followed many disasters that ever had and gave chances of many-sided investigation in human character. The constancy of humanness helps one to have foresight corresponding to similar facts. Supported by the spirit that a brave and farseeing leader could make a honourable polis in history, he thought correct writing of facts made 'eternal possession'.

On Kôden 公田

by

Yasuo Izumiya

Because of a wide-spread and easy-going conception that *Jôden* 乗 田 stood for the very Kôden 公田 meant by Ryônoshûge 令集解, in spite of a frequent appearance of the word 'Kôden' in resources of Ritsuryô 律令 era, the fundamental study on this point seems to be untouched, but without this full recognition one cannot fully understand the transition of landholding system in Ritsuryô system and the formation of manorial system. From this point of view this article tries to research Kôden fundamentally. Kôden meant originally farm land before Kubunden 口分田, while it, by being cultivated, seemed to be treated as Yuchishiden 輸地子田. By enforcement of the Yôrô 卷老 law, however, it was authorized to earn by cultivating for six years as Yusoden 輸租田; in the first year of Tenchô 天長 the period to earn by cultivating was postponed to life-time. Along with the dissolution of the Gôko 郷戸 system, Kôden was identified with Kubunden. After the eleventh century the authorization of lord right on $K\hat{o}den$ resulted in the use of the word $K\hat{o}den$ which meant Yusoden correlative against Fuyuso 不輸租 manor. Such transition of Kôden naturally followed change in meaning of Shiden 私田 and manor.

Life of City Nobles at the Beginning of the Tokugawa Era

by

Shûichi Murayama

The life of city nobles, from the *Azuchi-Momoyama* 安土桃山 period to the first *Edo* 江戸 period, so-called reorganized feudalistic

period, is to be considered the contribution of the nobles' tradition to the feudalistic society in relation to merchants, samurai, and farmers, around the diary by *Nishinotôin Tokiyoshi* 西洞院時慶.